

令和3年6月8日

関係各位

愛知県地域生活定着支援センター長  
( 公 印 省 略 )令和3年度 愛知県地域生活定着支援センター 研修  
「地域共生社会をめざす 司法と福祉の情報交換会」の  
開催（動画配信）について

日頃より地域生活定着促進事業実施における福祉的支援について、深いご理解とご協力を賜り、衷心よりお礼申し上げます。

さて、愛知県地域生活定着支援センター（委託先：NPO 法人くらし応援ネットワーク）は、別添1の通り、平成22年度から、福祉的支援を必要とする犯罪をした者等が、釈放後直ちに福祉サービスを受けて自立した生活を送ることができるよう、刑事司法関係機関及び地域の福祉関係機関等（保護観察所、矯正施設【刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院】、留置施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等）と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援してまいりました。

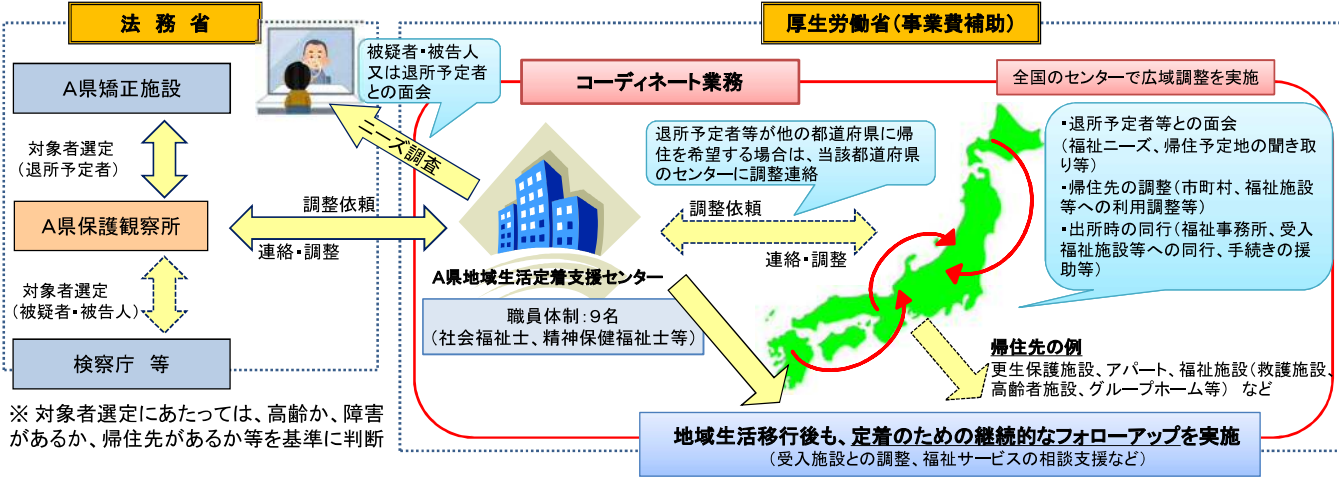
このたび、令和3年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定され、今後の再犯防止施策の推進において、国機関、県、市町村、関係団体等との連携体制の構築の重要性が高まる中で、愛知県地域生活定着支援センターでは、令和3年度、別添2の通り、愛知県内の関係機関の連携強化を目的として、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発 0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知【一部改正】令和3年3月26日）第4の4の(2)、「愛知県再犯防止推進計画」等に基づき、研修「地域共生社会をめざす 司法と福祉の情報交換会」を開催（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべて申込者限定のYouTube動画配信）しますので、関係する皆様にあつては、ぜひ受講いただきますよう、お願い申し上げます。

とりわけ、地方公共団体において、地方再犯防止推進計画及び地域福祉計画の策定を担当されている皆様にあつては、本情報交換会が、「刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等の各施策を一通り学ぶことのできる講座」（「愛知県再犯防止推進計画」41頁記載）であることに鑑み、積極的に受講いただけましたら幸いです。制度概説だけでなく、事例紹介も多く盛り込む予定です。よろしく申し上げます。

※令和3年9月1日からの動画配信開始に向けて、同6月8日現在、企画調整中です。お申込みも含めた正式なご案内は、同7月末頃を予定していますので、お申込み等に関するお問い合わせ等につきましては、それまでお待ちいただけますと幸いです。

# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。



## 高齢・障害被疑者等支援業務について

**【要旨】**

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

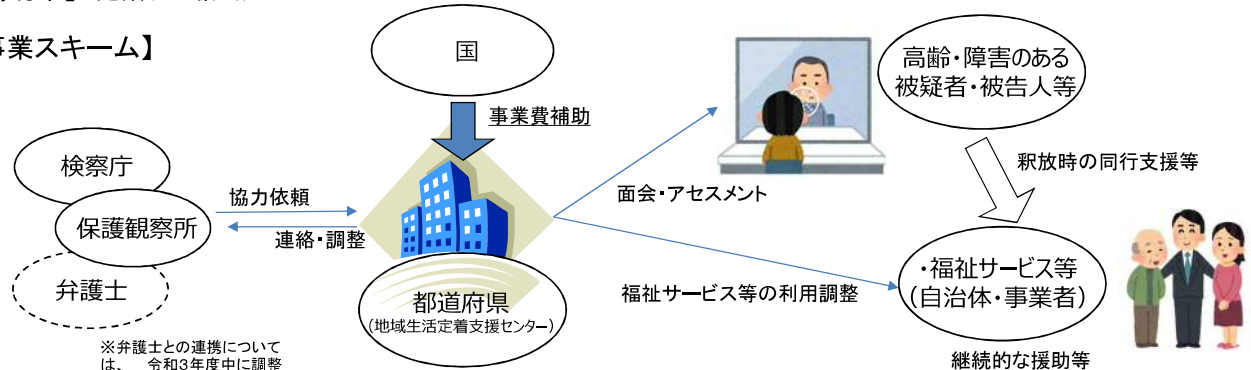
**【事業内容】**

- 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

**【実施主体】** 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

**【補助率】** 定額(3/4相当)

**【事業スキーム】**



(別添2) 令和3年度 愛知県地域生活定着支援センター 研修  
「地域共生社会をめざす 司法と福祉の情報交換会」開催要項

1. 主催 愛知県地域生活定着支援センター
2. 開催実績 平成28年度～令和3年度末現在で、全30回開催  
・厚労省（本省）、法務省（本省）、名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区、名古屋保護観察所、愛知労働局等から講師派遣歴あり
3. 内容 「関係機関の協力を得ながら情報交換会を一層体系化し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等の各施策を一通り学ぶことのできる講座を開催することによって、地域ネットワークの強化に努めます」（「愛知県再犯防止推進計画」41頁記載）

プログラム（案）

	視聴期間	テーマ	時間	講師
1	R3.9～R4.3	・地域生活定着支援センターの活動の始まりとその広がり	1h00	愛知県地域生活定着支援センター
2	R3.9～R4.3	・社会的孤立と伴走型支援	2h15	(一社) 伴走型支援推進協会
3	R3.9～R4.3	・刑事司法手続の流れ ・検察庁の業務 ・入口支援の事例紹介	45m	調整中
4	R3.9～R4.3	・矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所）の概要	45m	調整中
5	R3.9～R4.3	・保護観察所の業務	45m	調整中
6	R3.9 頃	・再犯防止と女性の支援 ・再犯防止と依存症回復支援	1h00	調整中
7	R3.10 頃	・再犯防止と就労支援	1h00	調整中
8	R3.11 頃	・再犯防止と地域共生社会	1h30	調整中
9	R3.12 頃	・再犯防止と居住支援	1h00	調整中
10	R4.1 頃	・再犯防止と修学支援	1h00	調整中

4. 開催方法 オンライン開催（YouTube 限定配信）  
※申込者限定。視聴用 URL の公開、視聴動画の撮影、録音、録画、転載、ダウンロード、編集等は一切禁止
5. 視聴期間 ①基礎的な内容（刑事司法手続の流れ、矯正施設の概要、業務説明等）  
・令和3年9月1日（水）～令和4年3月31日（木）（予定）  
②個別のテーマ（就労支援、居住支援、修学支援、依存症回復支援等）  
・令和3年9月1日（水）～令和4年3月31日（木）のうち1か月ずつ（予定）
6. 視聴者 申込者限定  
・愛知県再犯防止連絡協議会委員  
・（福祉・再犯防止・住宅・教育部局等）行政職員（愛知県内）  
・民間団体（愛知県内）など

7. ご案内時期 令和3年7月末（予定）